



南池袋介護老人保健施設アバンセ 利用料一覧

令和5年1月1日現在

I. 施設入所サービス・利用料金

多床室（4人部屋）【在宅強化型】

種別	要介護状態区分	単位数	利用料	居住費	食費	日額 基本料金	月額(30日) 基本料金
介護 保健 施設 サービス (I-iv)	要介護 1	836単位	912円	900円	2,250円	4,062円	121,860円
	要介護 2	910単位	992円	900円	2,250円	4,142円	124,260円
	要介護 3	974単位	1,062円	900円	2,250円	4,212円	126,360円
	要介護 4	1,030単位	1,123円	900円	2,250円	4,273円	128,190円
	要介護 5	1,085単位	1,183円	900円	2,250円	4,333円	129,990円

従来型個室（1人部屋）【在宅強化型】

種別	要介護状態区分	単位数	利用料	居住費	※特別な室料	食費	日額 基本料金	月額(30日) 基本料金
介護 保健 施設 サービス (I-ii)	要介護 1	756単位	824円	1,900円	2,200円	2,250円	7,174円	215,220円
	要介護 2	828単位	903円	1,900円	2,200円	2,250円	7,253円	217,590円
	要介護 3	890単位	971円	1,900円	2,200円	2,250円	7,321円	219,630円
	要介護 4	946単位	1,032円	1,900円	2,200円	2,250円	7,382円	221,460円
	要介護 5	1,003単位	1,094円	1,900円	2,200円	2,250円	7,444円	223,320円

※ 特別な室料については、施設とご利用者様との契約に基づき定めます。

基本加算項目（該当項目が上記月額基本料金にプラスされます）

加算項目	内容	単位数	日額	月額(30日)
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士が入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、1日につき	11単位	12円	360円
サービス提供体制 強化加算 (いずれか一つを算定)	(I) 介護福祉士を80%以上、又は勤続10年以上の 介護福祉士を35%以上配置 ★アバンセ該当項目	22単位	24円	720円
	(II) 介護福祉士を60%以上配置	18単位	20円	589円
	(III) 介護福祉士を50%以上、又は常勤職員を75%以上、 又は勤続7年以上の職員を30%以上配置	6単位	7円	197円
夜勤職員配置加算	基準以上(20:1)の夜勤職員を配置	24単位	27円	785円
介護職員処遇改善加算(I)	(基本単位+各種加算項目を加えた合計単位数)×3.9%	合計単位数	×3.9%	介護度や加算状況 により異なります
介護職員等特定処遇改善加算(I)	(基本単位+各種加算項目を加えた合計単位数)×2.1%		×2.1%	
介護職員等ベースアップ等支援加算	(基本単位+各種加算項目を加えた合計単位数)×0.8%		×0.8%	

入所/外泊時 加算項目

加算項目	内容	単位数	1日につき
初期加算	入所日から起算して30日以内の期間、1日につき	30単位	33円
外泊時費用	月6日を限度とし、1日につき(所定単位数に代えて)	362単位	395円
外泊時在宅サービス利用費用	退所が見込まれる者に対し、外泊時に施設が在宅でのサービスを提供した場合、月6日を限度とし、1日につき	800単位	872円

入所/退所時 加算項目

各種加算		内容	単位数	1回につき
入所前後訪問 指導加算	(Ⅰ)	入所中 1回限り	450単位	491円
	(Ⅱ)	入所中 1回限り	480単位	524円
再入所時栄養連携加算		再入所時 1回限り	200単位	218円
支退 援所 加時 算等	試行的退所時指導加算		試行的退所時 月1回を限度に	400単位 436円
	退所時情報提供加算		退所時 1回限り	500単位 545円
	入退所前連携加算	(Ⅰ)	入所中 1回限り	600単位 654円
	入退所前連携加算	(Ⅱ)	入所中 1回限り	400単位 436円
訪問看護指示加算		退所時 1回限り	300単位	327円
認知症情報提供加算		退所時 1回限り	350単位	382円
かかりつけ医連携 薬剤調整加算	(Ⅰ)	入所中 1回限り	100単位	109円
	(Ⅱ)	入所中 1回限り	240単位	262円
	(Ⅲ)	入所中 1回限り	100単位	109円

在宅復帰・在宅療養支援機能加算

各種加算	内容	単位数	1日につき
在宅復帰・在宅療養 支援機能加算(Ⅱ)	在宅復帰率、ベッド回転率、入退所前後の訪問指導割合、リハビリ専門職や支援相談員の配置割合、重度者の入所受入など施設の在宅復帰や在宅療養の取り組みに対して、一定の基準を満たした場合、基本単位にプラスして、1日につき	46単位	51円

リハビリテーション/栄養加算項目ほか

各種加算	内容	単位数	1日/1月につき	
短期集中リハビリテーション 実施加算	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、入所から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合、1日につき	240単位	262円	
認知症短期集中リハビリテーション 実施加算	認知症と診断された入所者に対して、集中的な個別リハビリテーションを実施した場合、3月を限度に、又1週に3日を限度とし、1日につき	240単位	262円	
リハビリテーションマネジメント 計画書情報提供加算	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション計画書を入所者又はその家族等に説明し継続的にリハビリテーションの質を管理した場合、1月につき	33単位	36円	
口腔衛生管理加算	(Ⅰ)	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対し口腔衛生に係る技術的助言及び指導を月2回以上行った場合、1月につき	90単位	99円
	(Ⅱ)	(Ⅰ)に加え、入所者の口腔衛生に係る情報等を厚生労働省に提出した場合、1月につき	110単位	120円
経口移行加算	経管から経口摂取へ移行するために、栄養管理、食事訓練等を行った場合、180日を限度とし、1日につき	28単位	31円	
経口維持加算	(Ⅰ)	摂食機能障害を有し、著しく誤嚥が認められる者を対象に、特別な管理が行われた場合、1月につき	400単位	436円
	(Ⅱ)	(Ⅰ)に加え、医師、歯科医師、言語聴覚士がミールラウンド等を行い、より専門的な管理が行われた場合、1月につき	100単位	109円
療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食に対し、1日3回を限度とし、1食につき	6単位	7円	

その他加算項目

加算項目		内容	単位数	1日/1月につき
褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ)	入所者ごとに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価し、継続的な褥瘡管理を行った場合、1月につき	3単位	4円
	(Ⅱ)	(Ⅰ)に加え、褥瘡の発生がない場合、1月につき	13単位	15円
排せつ支援加算 (いずれか一つを算定)	(Ⅰ)	排せつに介護を要する入所者に対し、要介護状態の軽減等を図るための計画を作成し、定期的な評価、計画的な排せつ支援を行った場合、1月につき	10単位	11円
	(Ⅱ)	排尿・排便の状態が改善し、いずれにも悪化がない、又はおむつ使用ありから使用なしに改善した場合、1月につき	15単位	17円
	(Ⅲ)	排尿・排便の状態が改善し、いずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善した場合、1月につき	20単位	22円
ターミナルケア加算		死亡日以前31日以上45日以下については、1日につき	80単位	88円
		死亡日以前4日以上30日以下については、1日につき	160単位	175円
		死亡日前日及び前々日については、1日につき	820単位	894円
		死亡日については	1,650単位	1,799円
緊急時治療管理費		入所者の病状が重篤となり緊急時治療管理が行われた場合、1月1回、3日を限度とし、1日につき	518単位	565円
所定疾患施設療養費	(Ⅰ)	特定の病気を患った入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合、1月1回、7日を限度とし、1日につき	239単位	261円
	(Ⅱ)	特定の病気を患った入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合、1月1回、10日を限度とし、1日につき	480単位	524円
若年性認知症入所者受入加算		若年性認知症入所者の受入れを行った場合、1日につき	120単位	131円
認知症行動・心理症状緊急対応加算		認知症行動等の変化により、在宅での生活が困難と認められ、緊急に受入れを行った場合、7日を限度とし、1日につき	200単位	218円
認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	認知症介護に関する専門的な研修を修了した者の配置人数が、一定の基準を満たした場合、1日につき	3単位	4円
	(Ⅱ)	(Ⅰ)に加え、より専門性の高い認知症介護の研修修了者を配置し、認知症ケアに関する研修計画を作成し実施した場合、1日につき	4単位	5円
自立支援促進加算		医師が入所者ごとに、自立支援のために必要な医学的評価を行うとともに、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合、1月につき	300単位	327円
科学的介護推進体制加算	(Ⅰ)	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症、心身の状況に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出した場合、1月につき	40単位	44円
	(Ⅱ)	(Ⅰ)に加え、疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省に提出した場合、1月につき	60単位	66円
安全対策体制加算		リスクマネジャー研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、入所時1回に限り	20単位	22円

※ その他、日用品費、教養娯楽費、洗濯代、理美容代等については、別紙をご参照ください。

「特定入所者介護サービス費」について（入所・ショート共通）

※ サービス利用時の居住費及び食費は、ご利用者及びご家族様との契約に基づき決定しますが、所得の低い方（特別区民税世帯非課税者）に対しては、4つの利用者負担段階による居住費・食費の軽減措置が設けられ、認定者は当該負担限度額の範囲内でご利用いただけます。

※ 減額の対象となる方は、お住まいの区市町村の介護保険窓口で申請手続きを行ってください。

Ⅱ. 短期入所(介護予防)・ショートステイ利用料金

多床室(4人部屋)【在宅強化型】

種別	要介護状態区分	単位数	利用料	滞在費	食費	日額基本料金	
予介護 防護	(I-iv)	要支援 1	658単位	718円	900円	2,250円	3,868円
		要支援 2	817単位	891円	900円	2,250円	4,041円
短期入所療養介護	(I-iv)	要介護 1	875単位	954円	900円	2,250円	4,104円
		要介護 2	951単位	1,037円	900円	2,250円	4,187円
		要介護 3	1,014単位	1,106円	900円	2,250円	4,256円
		要介護 4	1,071単位	1,168円	900円	2,250円	4,318円
		要介護 5	1,129単位	1,231円	900円	2,250円	4,381円

従来型個室(1人部屋)【在宅強化型】

種別	要介護状態区分	単位数	利用料	滞在費	※特別な室料	食費	日額基本料金	
予介護 防護	(I-ii)	要支援 1	619単位	675円	1,900円	2,200円	2,250円	7,025円
		要支援 2	762単位	831円	1,900円	2,200円	2,250円	7,181円
介護 サービ ス保 健 施 設	(I-ii)	要介護 1	794単位	866円	1,900円	2,200円	2,250円	7,216円
		要介護 2	867単位	945円	1,900円	2,200円	2,250円	7,295円
		要介護 3	930単位	1,014円	1,900円	2,200円	2,250円	7,364円
		要介護 4	988単位	1,077円	1,900円	2,200円	2,250円	7,427円
		要介護 5	1,044単位	1,138円	1,900円	2,200円	2,250円	7,488円

※ 特別な室料については、施設とご利用者様との契約に基づき定めます。

基本加算項目(該当項目が上記月額基本料金にプラスされます)

加算項目	内容	単位数	日額
サービス提供体制 強化加算 (いずれか一つを算定)	(I) 介護福祉士を80%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置 ★アバンセ該当項目	22単位	24円
	(II) 介護福祉士を60%以上配置	18単位	20円
	(III) 介護福祉士を50%以上、又は常勤職員を75%以上、又は勤続7年以上勤務の職員を30%以上配置	6単位	7円
夜勤職員配置加算	基準以上(20:1)の夜勤職員を配置	24単位	27円
介護職員処遇改善加算(I)	(基本単位+各種加算項目を加えた合計単位数)×3.9%	合計単位数	×3.9%
介護職員等特定処遇改善加算(I)	(基本単位+各種加算項目を加えた合計単位数)×2.1%		×2.1%
介護職員等ベースアップ等支援加算	(基本単位+各種加算項目を加えた合計単位数)×0.8%		×0.8%

在宅復帰・在宅療養支援機能加算

加算項目	内容	単位数	1日につき
在宅復帰・在宅療養 支援機能加算(II)	在宅復帰率、ベッド回転率、入退所前後の訪問指導割合、リハビリ専門職や支援相談員の配置割合、重度者の入所受入など施設の在宅復帰や在宅療養の取り組みに対して、一定の基準を満たした場合、基本単位にプラスして、1日につき	46単位	51円

その他加算項目

加算項目	内容	単位数	1日/1回につき
送迎加算	送迎を行った場合、片道につき	184単位	201円
個別リハビリテーション実施加算	20分以上の個別リハビリテーションを実施した場合、1日につき	240単位	262円
療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食に対し、1日3回を限度とし、1食につき	8単位	9円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の受入れを行った場合、1日につき	120単位	131円
緊急短期入所受入加算	緊急に受入れを行った場合、7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度とし、1日につき	90単位	99円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症行動等の変化により、在宅での生活が困難と認められ、緊急に受入れを行った場合、7日を限度とし、1日につき	200単位	218円
認知症専門ケア加算	(Ⅰ) 認知症介護に関する専門的な研修を修了した者の配置人数が、一定の基準を満たした場合、1日につき	3単位	4円
	(Ⅱ) (Ⅰ)に加え、より専門性の高い認知症介護の研修修了者を配置し、認知症ケアに関する研修計画を作成し実施した場合、1日につき	4単位	5円
総合医学管理加算	治療管理を目的とした利用者に対し、診療方針を定め、投薬、検査、注射、処置等を行った場合、7日を限度とし、1日につき	275単位	300円
緊急時治療管理費	入所者の病状が重篤となり緊急時治療管理が行われた場合、3日を限度とし、1日につき	518単位	565円
重度療養管理加算	要介護4、5で特定の状態にある利用者に対し、療養上必要な処置等を計画的に行った場合、1日につき	120単位	131円
特定短期入所療養介護費 (所定単位数に代えて)	日帰りショートステイで、3～4時間利用の場合	650単位	709円
	日帰りショートステイで、4～6時間利用の場合	908単位	990円
	日帰りショートステイで、6～8時間利用の場合	1,269単位	1,384円

※ その他、日用品費、教養娯楽費、洗濯代、理美容代等については、別紙をご参照ください。

Ⅲ. 通所リハビリテーション・利用料金

種別	開催日/時間	要介護状態区分	単位数	利用料	食費	日額基本料金
通所リハビリテーション	毎週 月曜～土曜日 6時間以上 7時間未満 大規模型(Ⅰ)	要介護1	694単位	771円	850円	1,621円
		要介護2	824単位	915円	850円	1,765円
		要介護3	953単位	1,058円	850円	1,908円
		要介護4	1,102単位	1,224円	850円	2,074円
		要介護5	1,252単位	1,390円	850円	2,240円

基本加算項目(該当項目が上記月額基本料金にプラスされます)

加算項目	内容	単位数	1日/1月につき
サービス提供体制強化加算 (いずれか一つを算定)	(Ⅰ) 介護福祉士を70%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士を25%以上配置 ★アバンセ該当項目	22単位	25円
	(Ⅱ) 介護福祉士を50%以上配置	18単位	20円
	(Ⅲ) 介護福祉士を40%以上、又は勤続7年以上勤務の職員を30%以上配置	6単位	7円
入浴介助加算	(Ⅰ) 入浴介助を行った場合、1日につき	40単位	45円
	(Ⅱ) 居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成し、それに基づいた入浴介助を行った場合、1日につき	60単位	67円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(基本単位+各種加算項目を加えた合計単位数)×4.7%	合計単位数	×4.7%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(基本単位+各種加算項目を加えた合計単位数)×2.0%		×2.0%
介護職員等ベースアップ等支援加算	(基本単位+各種加算項目を加えた合計単位数)×1.0%		×1.0%

リハビリテーション加算項目

加算項目	内容	単位数	1日/1月につき	
リハビリテーション提供体制加算	リハビリテーション専門職の配置が、人員に関する基準よりも手厚い体制を構築している事業所に対して、1日につき	24単位	27円	
リハビリテーションマネジメント加算	(A)イ	リハビリテーション会議を開催し、その計画書に関して理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者・家族に説明し、同意を得るとともにその内容を医師へ報告した場合		
		同意日の属する月から6月以内、1月につき	560単位	622円
		同意日の属する月から6月超、1月につき	240単位	267円
	(A)ロ	(A)イに加え、利用者ごとのリハビリテーション計画書の内容等を厚生労働省に提出した場合		
		同意日の属する月から6月以内、1月につき	593単位	659円
		同意日の属する月から6月超、1月につき	273単位	303円
	(B)イ	リハビリテーション会議を開催し、その計画書に関して担当の医師が直接利用者・家族に説明し、同意を得た場合		
		同意日の属する月から6月以内、1月につき	830単位	922円
同意日の属する月から6月超、1月につき		510単位	567円	
(B)ロ	(B)イに加え、利用者ごとのリハビリテーション計画書の内容等を厚生労働省に提出した場合			
	同意日の属する月から6月以内、1月につき	863単位	958円	
	同意日の属する月から6月超、1月につき	543単位	603円	
短期集中リハビリテーション実施加算	退院(退所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別のリハビリテーションを行った場合、1日につき	110単位	123円	
認知症短期集中リハビリテーション加算	(I)	認知症と診断された利用者に対して、個別のリハビリテーションを行った場合、1週間に2日を限度として、退院(退所)日又は通所開始日から起算して3月以内、1日につき	240単位	267円
	(II)	認知症と診断された利用者に対して、1月に4回以上リハビリテーションを行った場合、退院(退所)日又は通所開始月から起算して3月以内、1月につき	1,920単位	2,132円
生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為の向上を図るためのリハビリテーションを行った場合、リハビリテーション開始月から起算して6月以内、1月につき	1,250単位	1,388円	
移行支援加算	利用者に対する適時・適切なリハビリテーションを行うことによって、当該利用者の社会参加等を支援した場合、1日につき	12単位	14円	

その他加算項目

加算項目	内容	単位数	1日/1月につき	
栄養アセスメント加算	利用者ごとに栄養アセスメントを実施し、その結果等を利用者・家族に説明し、かつ当該情報を厚生労働省に提供した場合、1月につき	50単位	56円	
栄養改善加算	個別の栄養ケア計画に基づき、管理栄養士と看護・介護職員の共同による栄養改善指導や食事サービス等を行った場合、月2回を限度とし、1回につき	200単位	222円	
口腔・栄養スクリーニング加算	(I)	利用開始時及び6月毎に利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について担当する居宅の介護支援専門員に情報提供した場合、6月に1回を限度とし、1回につき	20単位	23円
	(II)	栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定している場合は、6月に1回を限度とし、1回につき	5単位	6円
口腔機能向上加算	(I)	個別の口腔機能改善計画に基づき、言語聴覚士等が口腔清掃又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施を行った場合、月2回を限度とし、1回につき	150単位	167円
	(II)	(I)に加え、口腔機能改善管理指導計画等を厚生労働省に提出した場合、月2回を限度とし、1回につき	160単位	178円

その他加算項目

加算項目	内容	単位数	1日/1月につき
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症、心身の状況に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出した場合、1月につき	40単位	45円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の受入れを行った場合、1日につき	60単位	67円
中重度者ケア体制加算	中重度の要介護者(要介護3、4、5)を受入れる体制を構築している場合、1日につき	20単位	23円
重度療養管理加算	要介護3、4、5で特定の状態にある利用者に対し、計画的な医学的管理のもと、通所リハビリテーションを実施した場合、1日につき	100単位	111円

※ 送迎を行わなかった場合には、片道につき53円の減額となります。

※ 日用品費、教養娯楽費については、別紙をご参照ください。

※ 通所のご利用にあたって、連絡用ファイル(330円)を初回にご購入いただきます。

IV. 介護予防通所リハビリテーション・利用料金

種別	開催日/時間	要介護状態区分	①月額基本単位数	②サービス提供体制強化加算	合計単位数(①+②)	月額基本料金	食費(1日につき)
通介所護理予八防	毎週 月曜～土曜日 6時間以上 7時間未満	要支援 1	2,053単位	88単位	2,141単位	2,377円	850円
		要支援 2	3,999単位	176単位	4,175単位	4,635円	850円

※ 上記利用料金は月額での計算となります。ただし、食費については750円×ご利用日数の計算となります。

※ 送迎・入浴に関する料金は、上記介護予防通所リハビリテーション費(月額基本料金)に含まれます。

※ サービス提供体制強化加算は、加算(Ⅰ)の「介護福祉士を70%以上配置」の加算となります。

選択的サービス(各種加算)

加算項目	内容	単位数	1月/1回につき
生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為の向上を図るためのリハビリテーションを行った場合、リハビリテーション開始月から起算して6月以内、1月につき	562単位	624円
運動器機能向上加算	理学療法士等を中心に個別の運動器機能向上計画を作成し、これに基づく適切なサービスが実施、定期的な評価及び計画の見直し等が行われた場合、1月につき	225単位	250円
栄養アセスメント加算	利用者ごとに栄養アセスメントを実施し、その結果等を利用者・家族に説明し、かつ当該情報を厚生労働省に提供した場合、1月につき	50単位	56円
栄養改善加算	個別の栄養ケア計画に基づき、管理栄養士と看護・介護職員の共同による栄養改善指導や食事サービス等を行った場合、1月につき	200単位	222円
口腔・栄養スクリーニング加算	(Ⅰ) 利用開始時及び6月毎に利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について担当する居宅の介護支援専門員に情報提供した場合、6月に1回を限度とし、1回につき	20単位	23円
	(Ⅱ) 栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定している場合は、6月に1回を限度とし、1回につき	5単位	6円
口腔機能向上加算	(Ⅰ) 個別の口腔機能改善計画に基づき、言語聴覚士等が口腔清掃又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施を行った場合、1月につき	150単位	167円
	(Ⅱ) (Ⅰ)に加え、口腔機能改善管理指導計画等を厚生労働省に提出した場合、1月につき	160単位	178円
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症、心身の状況に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出した場合、1月につき	40単位	45円

その他加算項目

加算項目	内容	単位数	1日/1月につき
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者の受入れを行った場合、1月につき	240単位	267円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(基本単位+各種加算項目を加えた合計単位数)×4.7%	合計単位数	×4.7%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(基本単位+各種加算項目を加えた合計単位数)×2.0%		×2.0%
介護職員等ベースアップ等支援加算	(基本単位+各種加算項目を加えた合計単位数)×1.0%		×1.0%

※ 日用品費、教養娯楽費については、別紙をご参照ください。

※ 通所のご利用にあたって、連絡用ファイル(330円)を初回にご購入いただきます。

南池袋介護老人保健施設アバンセ 利用料一覧《別紙》

令和4年1月1日現在

I. 日用品費・利用料金

品目	料金
おしぼり	25 円 (1本)
多目的タオル	25 円 (1枚)
エプロン	35 円 (1枚)
入浴セット A【シャンプーセット】	80 円 (1回)
入浴セット B【薬用シャンプーセット】	100 円 (1回)
ボディローション	20 円 (1回)
介護用歯ブラシ(モアブラシ)	550 円 (1本)
介護用歯ブラシ(柔らか歯ブラシ)	120 円 (1本)

※上記日用品費は非課税となります。

II. 教養娯楽費・利用料金

クラブ活動内容	材料費
書道・絵画クラブ	実費
手芸・工作クラブ	実費
音楽・脳トレクラブ	実費

※行事費等についても実費となります。

III. 理美容・利用料金 ※外注サービス

サービス内容	料金
丸刈り	2,000 円
丸刈り + 顔剃り	3,000 円
丸刈り + 顔剃り + シャンプー	3,500 円
カットのみ	2,500 円
カット + 顔剃り	3,500 円
カット + 女性顔剃り	4,000 円
カット + 顔剃り + シャンプー	4,000 円
カット + 女性顔剃り + シャンプー	5,000 円
パーマ	+ 5,000 円
ヘアカラー	+ 4,500 円

IV. 業者洗濯・利用料金 ※外注サービス

業者洗濯	料金	
通常の洗濯セット	洗濯(大)	1,100 円
	洗濯(小)	550 円
汚染時等臨時で洗濯物が発生した場合 または個別の洗濯料金	パジャマ上下	330 円
	トレーナー・ブラウス・セーター等	165 円
	ズボン・肌着等	165 円
	パンツ・靴下等	110 円
	バスタオル	165 円
	タオル・ハンカチ	110 円

※臨時であっても洗濯物合計で550円を超えた場合は、洗濯(小)の請求となります。

※新規利用開始時に洗濯袋セット(2枚 計330円)をご購入いただきます。